

記入例

請求者や請求者の家族などから最近（直近5年程度以内）
得た情報は記入せず、申立者が見たり聞いたりした当時に
知った内容のみ記入してください。

初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）

私（申立者）は、障害年金の請求者 _____ の初診日頃の受診状況などを知
っていますので、以下申し立てます。

知ったきっかけ

私（申立者）が申し立てる請求者の受診状況などは、

1. 直接見て知りました。
2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。
なお、聞いた時期は（昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日）（頃）です。

請求者との関係

見た（聞いた）当時の関係： _____ 現在の関係： _____

○傷病名： _____ ○初診日： 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日（頃）

○医療機関名・診療科： _____ ○所在地： _____

申立者が知っている当時の状況等

※記入いただく内容は、別紙「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）を記入される方へ」の「裏面」をご参照し、
申立者が見たり聞いたりした当時に知った内容のみを記入してください。記入できない項目があっても構いません。

請求者の初診日頃の受診状況をどのようにして知ったのか（具体的に）

病気やケガが発生してから初めて医療機関を受診するまでの間の症状（知っていれば）

請求者が初めて医療機関を受診したきっかけ（原因や理由）について

初診日頃の請求者の日常生活状況、生活上どのようなところで支障があったか

請求者が医師から日常生活や学校生活、勤務中におけるどのような指示を受けていたか

複数名に書いても
らう際はなるべく
期間を合わせても
らいましょう。

【申立日】平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

<申立者>

住 所：〒 _____

連絡先： _____（ _____ ） 氏 名： _____ ㊞

※ 訂正する場合は、二重線で消した上で訂正印を押印してください。

※ 後日、申立者あてに申立内容の確認をさせていただく場合がございます。平日日中でもご連絡が可能な電話番号を記入
してください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱われます。

「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）」を記入される方へ

1. 「初診日に関する第三者からの申立書」の目的

障害年金を受給するためには、「初診日」における保険料納付要件を満たす必要があります。

「初診日に関する第三者からの申立書（以下「第三者証明」といいます。）」は、請求者が「初診日」を確認できる医療機関の証明などを提出できない場合、初診日の頃の医療機関の受診状況を見たり聞いたりした第三者（以下「申立者」といいます。）が当時知っていた内容から初診日を推定できるか審査するための書類となります。

このため、第三者証明に記入する内容は、請求者や請求者の家族などから最近得た情報は記入せず、申立者が見たり聞いたりしたときに知った内容のみを記入してください。

※ 初診日：障害年金を請求している病気やケガについて初めて医療機関を受診した日

2. 第三者証明の記入方法

裏面の記入方法をご覧になって記入してください。

なお、第三者証明内の知ったきっかけは、いずれか当てはまる方に○を付けてください。

○「1. 直接見て知りました。」に当てはまる場合

申立者が、通院の付き添い、入院時のお見舞いまたは医師からの生活上の注意文書を見たなど、障害年金を請求する病気やケガにより請求者が医療機関を受診していることを、初診日の頃に直接見て知った場合を指します。

また、直接見て知った内容に加え、請求者やその家族などから聞いて知った内容が一部含まれる場合も「1」に○を付けてください。

なお、単に請求者と会った際に体調が良くないことに気づいた場合などは、医療機関を受診している事実を申立者が直接見ていないため、「直接見て知った」には含まれません。

○「2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。」に当てはまる場合

申立者が、請求者やその家族などから「心療内科に通院し始めた」や「医師から甘味を止められている」など、障害年金を請求する病気やケガにより初めて医療機関を受診した頃の様子を聞いて知った場合（手紙等で知った場合を含みます）を指します。

なお、複数回にわたり聞いている場合は、最も現在に近い時期を「聞いた時期」に記入してください。

3. 20歳前に初診日がある第三者証明を記入される方に対するお願い

20歳前に初診日がある場合は、少なくとも20歳前までに障害年金を請求する病気やケガにより医療機関を受診したことが明らかであれば、請求者の申し立てしている初診日が認められる場合があります。したがって、第三者証明には、初診日の頃に限らず、請求者が20歳前に医療機関を受診していることがわかる内容を記入してください。

